

令和3年度 第1回八雲町民自治推進委員会 会議録（要旨）

○日 時 令和3年7月29日（木）18：30～19：30

○場 所 八雲町役場 議員控室

○出席者 東間和浩委員、福田浩子委員、足立美津子委員、
神戸園子委員、吉村香代子委員、
岩村町長、川口政策推進課長、上野政策推進課長補佐、渡辺

1 開 会 進行～上野課長補佐

2 委員委嘱 新型コロナウイルス感染症予防の観点から机上配布による交付。

3 町長挨拶 岩村町長

4 会長・副会長の互選 会長～〇〇委員、副会長～〇〇委員

5 八雲町自治基本条例の見直しについての諮問～内容について、事務局説明

2022年4月1日に施行が予定されている「民法の一部を改正する法律」により、現行の20歳の誕生日に達した方が成年となる民法4条が改正され、18歳の誕生日に達した方を成年とするような改正が予定されている。このことを受け、八雲町自治基本条例13条5項記載の年齢要件を案のとおり改める。

次回開催までに委員のみなさまには改正案が妥当か、また、事務局として、その他案件については、改正は必要ないと考えるが、他の案件について改正が必要など意見があれば、次回開催時に議論とさせていただきます。

～～町長用務の為、途中退出

～～以降、会長により進行

6 令和2年度八雲町自治基本条例運用状況について～内容について、事務局説明
（委員）

説明の中で、女性委員が前年度より微減と話があった、毎年度、徐々に減ってきているという認識でよいか。

(事務局)

女性委員の人数については変わらないが、委員総数が増えたことによる割合の低下であり、一昨年度では微増。毎年度、割合の増減はあるが、毎年減っているわけではない。

委員会への参加として、委員公募をかけても応募してくる方が少ない現状と応募者が女性委員であるわけではないことから割合を増やすためには課題である。

(委員)

男女の割合という話をするのが時代に即していないかもしれないが、女性の目線ならでは意見は重要であると考えます。

(事務局)

各委員会の性質にもよると思うが、専門性の高い委員会は敬遠されがちである。そこで集まらない場合、ピンポイントでお願いをしている状況。そのなかで、男女同数であればバランスを取り選考するようにしている。各委員会男女比が均等になるような工夫はしているが、行政のやり方に悪い部分もあるのか、また関心がないのか委員のなり手が少ないのが現状であり、改善していかなければならない。

(委員)

女性委員の割合にこだわりはない。議会の中でも女性の職員や管理職が少ないという話題が出ているが、町長は男女にこだわるのではなく、有能な人材を採用していくとはっきりおっしゃっているので、委員会だけ割合にこだわるというのはどうかと考える。

(事務局)

男女関係なく、活発な意見を言ってもらえる状況が望ましい。

(委員)

各委員会は改選期に募集をかけるがなかなか抽選をかけるほど公募がない。男女関係なく集まってもらえるような仕組みにしないと形だけの開催という状態になってしまう。

各委員会は八雲町自治基本条例に則り開催していると思うが、条例を策定した頃と今では状況も変化している。その辺を考えていけば委員公募のあり方も変わっていくのでは。

また、女性の意見や考えが必要な委員会というものもあると考える。積極的に参加ができるような状況が望ましいので、方法・手段を考えてほしい。それを考えるのは本委員会ではなく、行政と考える。

(事務局)

女性の出席を求める委員会の場合、その対象となっている世代に併せて、開催時期や時間の配慮を各部署で検討するよう働きかけなければならぬと感じる。委員会として活発な意見が出されるよう行政側で配慮を行う必要がある。

(委員)

事務局の政策推進課としては、前向きな意見を持っていても他課が従来通りでいい、というのでは発展がないので、部署間の意思の統一は図る必要がある。

7 令和3年度町民参加施策の実施予定について～内容について、事務局説明

(委員)

各委員会の開催にかかる周知方法は広報とホームページか。

(事務局)

その通りです。

(委員)

広報での周知ということで、レイアウト等で見づらい、わかりづらい、インパクトがない等の意見は出ているのか。

(事務局)

紙面上の地図の表記がもう少しわかりやすいものをとという意見は過去にあるが、そのほかレイアウト等については、特に意見が出た事はない。

(委員)

広報懇話会の中ではどのような意見があるのか。

(事務局)

昨年はコロナ禍で開催を見送っているが、文字のフォントの大きさや他町に倣って編集後記の導入、ホームページでも見れるようQRをしてはという意見がある。

8 その他～事務局説明

・事務局案として次回開催について9月中旬をめどに開催を行いたい。

(委員)

その頃までに条例改正の調査及び検討にかかる研修などを事務局一括で行うのか。

(事務局)

諮問書を基にこの改正が妥当であるか、他にも改正箇所があるのではないかと、また条例の改正とは異なるが、まちづくりに関する課題についてを、本会議の記録と共に委員各位へ意見を記載してもらおう用紙を送付し、その回答の吸い上げにより第2回会議で議論させていただきたい。

(委員)

意見はアンケートのようなものか。それと2回目の会議の際に提出するものか。

(事務局)

意見の記載はアンケートでなく、自由記載のものを考えている。また、会議録と併せて返信用封筒を同封。回答期限を設けるので、返信いただくようにしたい。そうなれば次回の議論もスムーズになると考える。

(事務局)

2回目に集まりその場で議論となるとなかなか進まないと考える。そこで今回、委員の皆さまには条例改正にかかる内容の諮問書(写し)を持ち帰り、現代の社会情勢に適合しているか確認、意見を提出いただき、その後事務局で集約、提案をしたもので協議していただくという流れをとりたい。

事務局として諮問内容以外の箇所については、条例制定から10年以上が経過しているが、条例の中身について、策定当時から相当練られて策定されており、自由度も高い内容となっていることから改正は必要ないと考えている。

スケジュールについても現在の新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、実施時期を検討する必要があるので、会長と相談した中で、時期や方法についても考える。

(委員)

本資料の自治基本条例を見ながら、改訂していくことになるのか。

(事務局)

手引きがわかりやすいので、手引きを参考にしてほしい。手元にありますか。

(委員)

改訂がされていなければ持っている。

(委員)

意見を記載というが、条例の理解がないとなかなか難しいと考える。ただなにも意見が出ないのも悲しいと感じる。

(事務局)

実際4年前の改正はどのような感じだったのか。

(委員)

条例改正にかかる話はしたが、町民の本条例に対する認知が低いのであらゆる方法、手段を用いて周知するようにと話した。

(委員)

前回見直しの際は、まだ町民に周知が図られていないので、条例改正を行うレベルではないと町長に伝えた。しかし、前回から状況が解決されたとは感じず、逆に衰退していると感じる。

(委員)

自治基本条例に則り広報やホームページで周知しているというが、最初は広報が主流だったと思う。現在はホームページでも周知しており、時代の流れに沿ったPRをしているようだが、町民が自治基本条例について知らない、認知されていないという状態なのに本委員会へ条例改正について意見を求められても話ができない。

前回の見直しである4年前から何らかの進歩があれば話が進んだかもしれないが現状はなかなか難しいと思う。今回の諮問内容についても、民法改正にかかる条例改正については、法律に沿った改正であるからあえて審議する必要はないし、周知すればよい。

他の箇所の改正についても町民の思いがないのであれば難しい。委員としても勉強していかないと諮問されても良い回答ができない。

(委員)

自治基本条例は住民が住みやすいまちにするための条例であると認識している。住みにくいということを考えていけば何か意見も出るし、いいまちづくりにできると思う。条例の目次だけだとわかりづらいので、何か一例があればわかりやすいが。

(委員)

手引きに記載がある。

(事務局)

手引きのほうの方がわかりやすい記載になっていると思う。条例の記載はどうしても形式を変えることはできないため、手引きを参照してほしい。

(委員)

我々も委員として手引きで自ら勉強する必要があるが、町民に対する周知として過去に広報で行っていたような条例の解説をいれるというのも一つの手段だったと思う。

制定から10年もたてば世代や時代、状況も変わっているので、勉強する機会となるものを用意するのも一つだが、前と同じだと効果がないと思うので、改善をしないと町民も食いつかない。

(事務局)

最近の状況を考えれば SNS が主流であるから、今後町も取り入れていかなければならないと考えている。また、実現したとしても受け手側で設定が必要となるため、魅力ある内容の発信が必要となる。

(委員)

SNS を活用した情報発信というのは、パブリックコメントを開始した等の情報提供か。

(事務局)

そのような発信を想定している。もちろん各委員会の情報発信だけでなく、例えば避難情報など様々な情報が受け取れるような形で活用を促せば。

(委員)

まず、手引きについて再度勉強し、その内容について意見を提出したいと思う。そのうえで、やり方等も検討してみては。

(事務局)

手引きを再度送付させていただき、条例や手引きの見直し、また、まちづくりに関することなど意見をいただければ。それとあわせて町民への周知方法についても検討していく。

(委員)

最近 YouTube で八雲町の情報が発信されている。あれは個人的に発信しているものか。

(事務局)

木彫り熊については、郷土資料館による発信。また、地域おこし協力隊による八雲町の魅力を発信しているが、その他は個人で発信していると推察される。

(事務局)

町からの発信であれば、HP からリンクできると思う。

(委員)

例えば耳吊り大会とか。

(事務局)

地域おこし協力隊か。

(委員)

YouTube等を本条例でいう情報発信として活かすというのは別の話か。そういうツールも活用しながら情報発信するということまで見据えていくものか。

(事務局)

情報発信として考えられるのは、委員会の会議開催をYouTubeを活用して発信は可能であると思う。興味を持ってもらうきっかけにはなるかもしれない。

(委員)

自治基本条例の柱である情報発信の一つのツールとしてあり得るということか。

(事務局)

十分に考えられる。ただし、個人情報のルール等は守る必要がある。

(委員)

次回会議の日程については9月という話だが、意見の提出はいつ配布か事務局側であるか。

(事務局)

会議録と併せ送付を予定している。

(委員)

日程については本日決めるのか。

(事務局)

後日改めて会長と調整し、委員の皆さんへ周知することとします。

(委員)

新型コロナウイルス感染症との共存が必要な時代であり、日程や会議のスタイルを考慮し行う必要がある。情報の収集などを事前に行えばきちんと会議を開催できると思う。

9 閉 会